

令和 6 年度多賀城市園芸施設整備等補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市は、都市型農業への転換誘導を図り、施設園芸を振興するため、園芸施設を建設し、又は機能向上のため改修し、農産物の生産を行う市内の農業者及び農業生産団体に対し、予算の範囲内において園芸施設整備等補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、多賀城市補助金等交付規則（昭和 50 年多賀城市規則第 18 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内の農業者及び農業生産団体とする。

2 前号に掲げる補助対象者のうち次に掲げる者は、補助の対象としない。

(1) 市税を滞納している者

(2) 同一年度内において既に当該補助金の交付を受けた者

(補助対象事業等)

第 3 条 補助金の交付対象となる施設は、補助対象者が所有し、又は建設する園芸施設であって、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 補助対象者の自宅又は所在地から 15 キロメートル以内の場所に所有し、又は建設するものであること。ただし、市外に建設する場合にあっては、次のいずれかに該当すること。

ア 市内に農地を所有していないこと。

イ 市内に農地を所有しているが、その農地に園芸施設を建設できない明確な事由があること。

(2) 野菜・花き等の生産施設であること。

(3) 施設の面積が 165 平方メートル以上であること。

2 補助金の交付対象経費、補助率等は、別表のとおりとする。

3 補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(交付申請書)

第 4 条 規則第 3 条の規定による申請書は、令和 6 年度多賀城市園芸施設整備等補助金交付申請書(様式第 1 号)によるものとし、次に掲げる書類を添付して、市長が定める期日までに提出しなければならない。

(1) 事業計画書及び収支予算書（様式第 2 号）

(2) 完納証明書

(3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第 5 条 規則第 5 条第 2 項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業に要する経費の配分を変更する場合においては、令和 6 年度多賀城市園芸施設整備等事業計画変更承認申請書

(様式第3号)により市長の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、令和6年度多賀城市園芸施設整備等事業計画中止(廃止)承認申請書(様式第4号)により市長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、指示を受けること。

(実績報告書)

第6条 規則第11条の規定による報告書は、令和6年度多賀城市園芸施設整備等事業実績報告書(様式第5号)によるものとし、次に掲げる書類を添付して、市長が定める期日まで提出しなければならない。

(1) 事業実績書及び収支決算書(様式第6号)

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第7条 補助金の交付の方法は、規則第14条の規定により確定払とする。

(備付帳簿)

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収支の状況を明らかにした帳簿等を整備し、補助事業完了後5年間保管しなければならない。

(財産処分の制限)

第9条 この補助事業により取得した財産の規則第17条の規定による処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、都市産業部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度予算に係る補助金について適用する。

別表（第3条関係）

1 園芸施設の建設

建築様式	規 格	1 平方メートル 当たり補助 対象建設費 上限額（円）	対象経費	補助率及び 交付上限額
パイプ アーチ型	普通型	3,000	新品購入 資材費のみ	補助対象経費の3分の1 とし、500万円を上限と する。
パイプ アーチ型	耐雪型	4,200	新品購入 資材費のみ	
鉄骨 屋根型		14,400	資材費 及び 建設費	

備考 宮城県から同一事業に係る補助金等の交付を受けた場合における補助金の額は、この規定にかかわらず、総事業費の5分の1以内とし、500万円を上限とする。

2 園芸施設の機能向上

対象経費	補助率及び交付上限額
園芸施設の機能向上費用 （新品購入資材費のみとする）	補助対象経費の2分の1とし、10万円を上限とする。